



山形県公報

平成28年5月17日(火)
第2746号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則……………(雇用対策課) ……617
- 山形県飛島漁港海岸陸閘操作規則……………(水産振興課) ……同

### 告 示

- 応急入院指定病院の指定……………(障がい福祉課) ……619
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(林業振興課) ……620
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(情報企画課) ……621
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……623
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……同
- 同……………(同) ……624

## 規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第50号

#### 山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則(昭和41年12月県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第20条」を「第22条」に改め、同項第4号中「及び小学校」を「(特別支援学校の幼稚部を含む。)及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県飛島漁港海岸陸閘操作規則をここに公布する。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第51号

#### 山形県飛島漁港海岸陸閘操作規則

(目的)

第1条 この規則は、海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第14条の2第1項の規定に基づき、知事が管理する飛島漁港海岸陸閘(以下「陸閘」という。)の操作及び操作に従事する者の安全の確保に関し必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

## （定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）及び海岸法施行規則（昭和31年農林省令、運輸省令、建設省令第1号）において使用する用語の例による。

## （常時閉鎖施設と操作を要する陸閘）

第3条 陸閘は、通行を目的として開放する場合を除き、閉鎖した状態を保つものとする。ただし、利用の状況その他の状況を勘案し、閉鎖した状態を保つことにより著しく利便性が低下する陸閘で知事が別に定めるものについては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する陸閘以外の陸閘（以下この項及び次項において「常時閉鎖施設」という。）を通行を目的として開放した者は、通行した後、遅滞なく常時閉鎖施設を閉鎖しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する事項を記載した書面を常時閉鎖施設又はその周辺に掲示し、当該事項を周知するものとする。

## （操作の基準）

第4条 操作に従事する者は、次の各号のいずれかに該当するときは、陸閘（常時閉鎖施設を除く。以下この条から第6条までにおいて同じ。）を閉鎖し、当該各号に定めるときまで閉鎖した状態を保つものとする。

- (1) 陸閘の所在地に気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条の表に規定する津波注意報（以下この号において「津波注意報」という。）が発せられたとき。津波注意報が解除されるとき。
- (2) 陸閘の所在地に気象業務法施行令第4条の表に規定する高潮注意報若しくは高潮警報又は同令第5条の表に規定する高潮特別警報（以下この号において「高潮注意報等」という。）が発せられたとき。高潮注意報等が解除されるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、海水の侵入による被害の発生を防止するため必要があると認められるとき。陸閘の開放によって海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、陸閘の所在地に緊急地震速報（気象業務法施行令第4条の表に規定する地震動予報若しくは地震動警報又は同令第5条の表に規定する地震動特別警報をいう。）が発せられたときその他操作に従事する者の安全が確保されないおそれがあるときは、陸閘の操作を行わないものとする。

## （操作の方法）

第5条 陸閘の操作は、原則として2人以上で行うものとする。

- 2 操作に従事する者は、陸閘を閉鎖する際は、操作の開始前に周囲の避難の状況を確認し、胸壁の海側にいる者に対して避難の誘導を行うものとする。
- 3 操作に従事する者は、周囲の安全を確保するため、陸閘の操作を行うに際して警報装置を鳴動させるものとする。
- 4 操作に従事する者は、陸閘の操作を行う際は、操作の開始時及び完了時に知事に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときは、当該事情が解消した後速やかに知事に報告するものとする。

## （操作に従事する者の安全の確保）

第6条 操作に従事する者は、第4条第1項第1号に該当し、陸閘を閉鎖するときは、気象庁の発表した津波の到達が予想される時刻を経過する前に、操作を完了（当該時刻までに完了しないときにあっては中止）し、安全な場所に退避するものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、操作に従事する者は、陸閘の閉鎖に支障が生じたときその他操作に従事する者の安全が確保されないおそれがあるときは、操作を中止し、安全な場所に退避するものとする。
- 3 知事は、操作に従事する者が操作し、又は退避する際の安全を確保するため、退避に用いる経路、退避する場所及び操作又は退避に必要とされる時間を別に定める。
- 4 操作に従事する者は、災害の状況により前項の規定により定めた退避に用いる経路及び退避する場所によっては自らの安全が確保されないおそれがあるときは、当該経路及び場所によらず、安全な場所に退避するものとする。

## （操作の訓練）

第7条 操作に従事する者は、操作の訓練に参加し、操作に関する知識の向上に努めるものとする。

## （陸閘の点検等）

第8条 知事は、陸閘及び陸閘を操作するため必要な機械、器具等の点検を少なくとも毎年1回行うものとする。

- 2 知事は、前項の点検、陸閘の修繕及びその他の工事に関する記録を保存するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、陸闌の操作及び操作に従事する者の安全の確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第519号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                    | 所 在 地               | 指 定 期 間                     |
|------------------------|---------------------|-----------------------------|
| 医療法人風心堂<br>小 原 病 院     | 西村山郡河北町谷地字月山堂151番地1 | 平成28年4月1日から<br>平成29年3月31日まで |
| 医療法人杏山会<br>吉 川 記 念 病 院 | 長井市成田1888番1         | 同                           |
| 医療法人山容会<br>山 容 病 院     | 酒田市浜松町1番7号          | 同                           |

### 山形県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
鶴子六沢土地改良区
- 2 事務所の所在地  
尾花沢市大字六沢285番地
- 3 認可年月日  
平成28年5月6日

### 山形県告示第521号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名                             | 地 区 名     | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-----------------------------------|-----------|---------------|
| 地域自主戦略交付金<br>(基幹水利施設ストックマネジメント事業) | 八 栄 島 地 区 | 平成28年3月14日    |

**山形県告示第522号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第523号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大机字東大櫓7-2、7-5から7-17まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市中山字石川原108-3、108-5から108-9まで、108-13から108-17まで字藤倉26-1、27-1から27-5まで、28-1から28-3まで、29-1から29-4まで、30-1から30-4まで、31-1、31-3から31-5まで、32-1、33-2、34、35-1、35-2、36-1から36-15まで、37-1、37-2、38-1から38-9まで、39、42字向山23-1から23-11まで、24-1から24-9まで、25-2から25-9まで、25-11から25-13まで、26-2、26-3、27-2、27-5、49-6、54-3、54-6から54-10まで、57-5、57-6、57-8、57-9、57-11、57-13、61、62-1から62-10まで、63-1、63-3、63-4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県・市町村情報セキュリティクラウド構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成28年6月28日（火） 午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県・市町村情報セキュリティクラウド構築業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を、平成28年6月14日（火）午前11時までに提出すること。

### 3 入札参加者の資格

- (1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 過去6年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、情報系システムを開発し稼働させた実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として情報系システムを開発し稼働させた実績がある者を含む。）であること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。

- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネット・セキュリティ担当  
電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 落札者の決定の方法
- イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
- (ロ) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する必須記載項目が全て含まれていること。
- ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。
- なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。
- さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又はロにより落札者となるべき者が予め設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、県は調査を実施し、調査の結果落札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は県の行う調査に協力すべきこととする。
- ニ 落札決定のときまでに3の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- (2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を900点、価格点を100点とする。
- (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。
- (4) 価格点の評価方法 2の(5)による入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。
- 価格点=100点×(1-入札価格×1.08/予定価格)
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類）を平成28年5月26日（木）午後3時までに山形県企画振興部情報企画課基幹ネット・セキュリティ担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of services required: Development of a Yamagata prefectural and municipal information cloud security system: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00A. M. June 28, 2016
- (3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan

TEL 023(630)2098

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク情報セキュリティ強靱性向上のためのネットワーク構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3198
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
- 5 随意契約に係る契約金額 115,560,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社多田木工製作所 天童市一日町四丁目2番3号  
代表取締役 多田順一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社多田木工製作所本社サービスショップ  
天童市一日町四丁目2番3号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（廃止前）11,584平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成28年4月27日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
  - (1) 運転免許証等作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り）225箱
  - (2) 運転免許証等作成材料「運転経歴証明書作成用カードベース」（300枚入り）6箱
  - (3) 運転免許証等作成材料「運転免許証作成用インクリボン」（2,000枚分入り）102箱
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

1の(1)から(3)までごとに次のとおり。

- (1) 509,328円（1箱当たり）
- (2) 162,648円（1箱当たり）
- (3) 151,200円（1箱当たり）

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年5月17日

山形県知事 吉村美栄子

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

電力の供給 契約電力395キロワット、使用電力量815,883キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300 電話番号023(655)2150

3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月24日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号

5 随意契約に係る契約金額

（契約電力に対する単価）

| 期 間              | 基本料金単価（1kWにつき） |
|------------------|----------------|
| 平成28年度分          | 1,614.49円      |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 1,644.38円      |

（使用電力量に対する単価）

| 期 間              | 電力量料金単価（1kWhにつき） |        |
|------------------|------------------|--------|
| 平成28年度分          | 夏季               | 16.51円 |
|                  | その他季             | 15.34円 |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 夏季               | 16.81円 |
|                  | その他季             | 15.62円 |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当